

## 旧永田町小学校校庭の暫定活用による子どもの遊び場の実施について

### 1 目的

「千代田区子どもの遊び場に関する基本条例」に基づき、子ども（主に小学生を対象とする。）が、自由にボール遊び等ができる子どもの遊び場を確保する。

### 2 実施場所

- (1) 施設名 旧千代田区立永田町小学校校庭（約1,100 m<sup>2</sup>）
- (2) 所在地 千代田区永田町二丁目19番1号

### 3 主な整備内容

- (1) 経年劣化した校庭・プール蓋をウレタン舗装により整備
- (2) 校庭に手洗い場を整備及び仮設トイレを設置
- (3) 子どもたちが校舎内に立ち入らないよう、校舎と校庭の間にフェンスを設置
- (4) 校庭側出入口を使用するため、階段に手すりを設置  
※出入りは校庭側からのみとし、校舎側からは入れないようにする
- (5) 校舎側に駐輪場を整備

### 4 スケジュール

- 平成28年 9月 施工事業者決定
- 10月 工事開始
- 12月 工事完了 遊び場事業開始

### 5 実施予定日時

毎週土曜日又は日曜日（年末年始を除く）午後2時から午後4時  
※年度内は試行実施とする。

### 6 実施方法

- (1) プレーリーダーの配置  
遊び場の安全管理や、子どもたちの遊び相手等をするプレーリーダーを配置する。出入口扉の開閉はプレーリーダーが行う。
- (2) 利用方法  
プレーリーダー見守りのもと、遊びに制限を設けず、ボール遊び（キャッチボールやサッカーのパス遊び等）を含め、子どもたちが自由に好きな遊びをできるようにする。
- (3) 遊具の貸し出し  
プレーリーダーの管理で遊具を貸し出す（遊具は区が用意する）。貸し出しの際、遊具の使い方や球技のルール等を必要に応じて説明する。
- (4) 注意喚起  
遊び場の利用者に対して、利用の際の約束事を掲示するとともに、事業実施についての案内を掲示し、注意を促す。
- (5) 周知  
各学校等を通じてのチラシの配布、広報紙・ホームページへの掲載を行う。

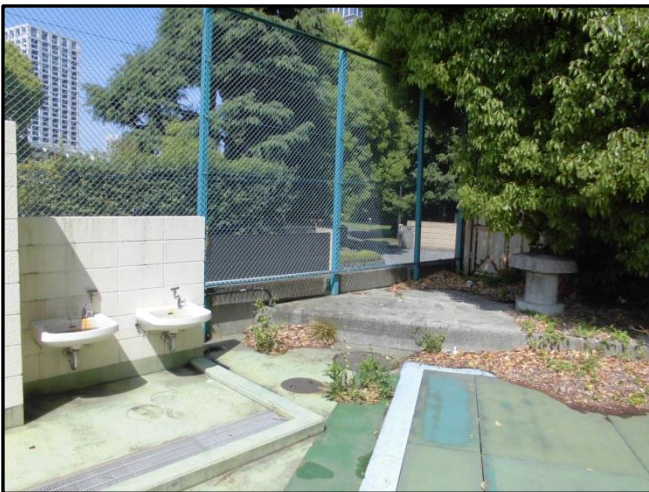
## 7 旧永田町小学校の現況



↑ 出入口階段



↑ 出入口



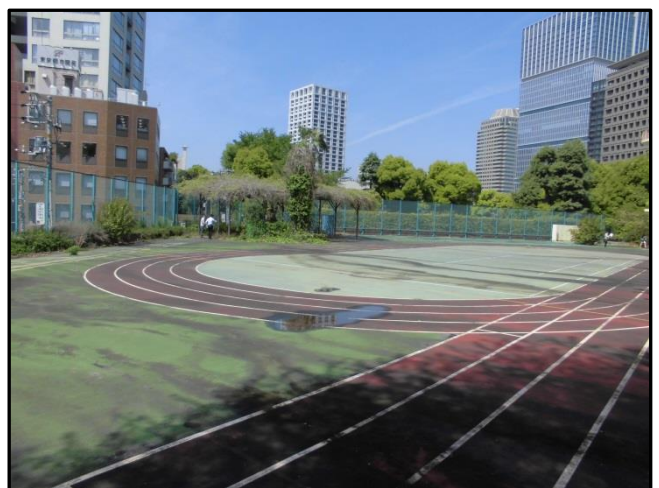
↑ 出入口付近



↑ 手洗い場、トイレ設置予定箇所



↑ 校庭①



↑ 校庭②



↑ 校庭③



↑ フェンス（出入口は施錠）



↑ 藤棚（日陰として利用）



↑ 駐輪場設置予定箇所  
（この場所を含め2か所設置予定）

【平面図】

